



パートナーシップ・  
ファミリーシップ<sup>®</sup>宣誓  
ご利用ガイド

世田谷区

# 目次

- 1 パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度について... P 1
- 2 宣誓の要件と内容..... P 3
- 3 宣誓の流れ..... P 4
- 4 宣誓に必要な書類..... P 5
- 5 交付書類..... P 6
- 6 その他の手続..... P 8
- 7 利用にあたっての留意点..... P 11
- 8 Q & A..... P 12

本書に記載の様式については、別紙「様式集」をご参照ください。

# 1 パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓について

世田谷区では、基本計画において、「多様性の尊重」を分野別の政策として掲げており、女性や子ども、高齢者、障害者、外国人、性的マイノリティを理由に差別されることなく多様性を認め合い、人権の理解を深めるため、人権意識の啓発や理解の促進に努めています。

これを踏まえ、平成 27 年 11 月からは、同性間のパートナーシップに関して、当事者である区民の方々から「存在を認めてほしい」という要望に応え、「世田谷区パートナーシップ宣誓」を実施しています。

「世田谷区パートナーシップ宣誓」は、同性パートナーのお二人が自由な意思によるパートナーシップの宣誓を区長に対して行い、区長はその気持ちを受け止める取組みです。

世田谷区、渋谷区から始まった宣誓の取組みは、今や全国に広がり、日本国人口の 50%以上の方が利用できる状況となっています。

また、「世田谷区パートナーシップ宣誓」は本年（令和 4 年）11 月で 7 年を迎え、開始から 200 組以上の方々に宣誓いただいています。

こうした中、「世田谷区パートナーシップ宣誓」がより多くの方々にご利用いただけるよう、「世田谷区パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓」として新しくなります。

「世田谷区パートナーシップ宣誓」からの主な変更点は以下のとおりです（詳細については、次頁以降をご参照ください）。



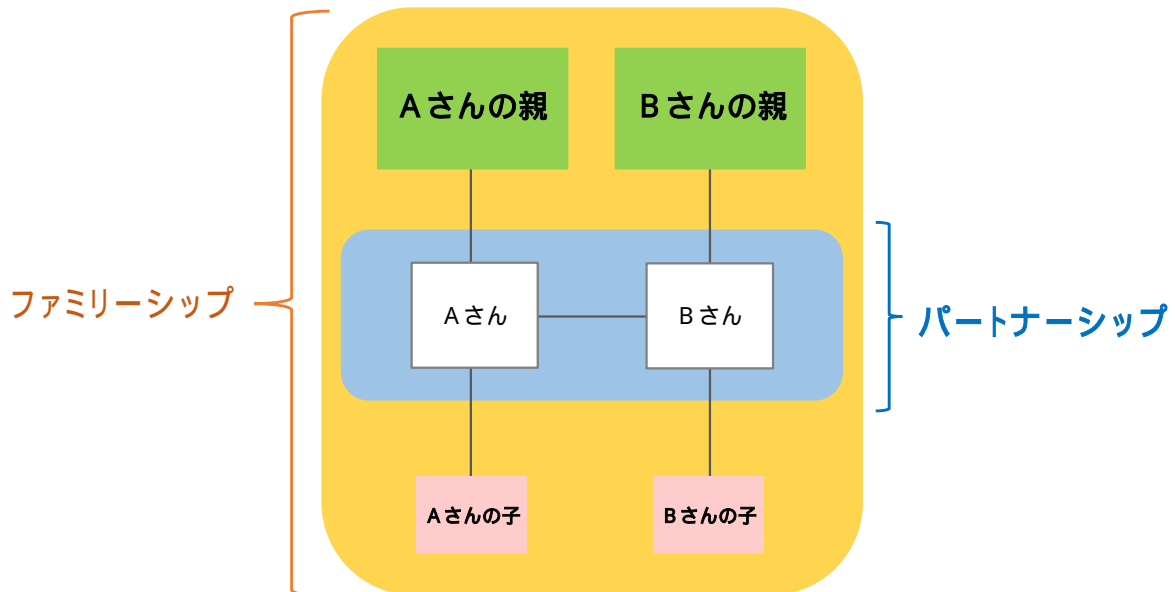
# 1 パートナーシップ・ファミリーシップとは？

## パートナーシップ

お二人又はいずれかの方が、L G B T Q（性的マイノリティ）であって、お互いをその人生のパートナーとして、生活を共にし、又は共にすることを約した二人の関係

## ファミリーシップ

パートナーシップにある方とパートナーシップにある方のお子様や親御様の家族としての関係



# 2 宣誓とは？

パートナーシップ又はファミリーシップにあることを誓い、区長に対してこの旨を表明します。

実際の宣誓は、宣誓場所で宣誓書に自書することで行います。

# 3 宣誓対象者

## (1) パートナーシップ宣誓

お二人又はいずれかの方が、L G B T Q（性的マイノリティ）であるお二人

## (2) ファミリーシップ宣誓

お二人又はいずれかの方が、L G B T Q（性的マイノリティ）であるお二人及お二人のお子様、親御様

お二人又はいずれかの方が、L G B T Q（性的マイノリティ）でない異性間のパートナーの方々は、大変申し訳ありませんが、ご利用いただくことはできません。

# 4 宣誓の根拠

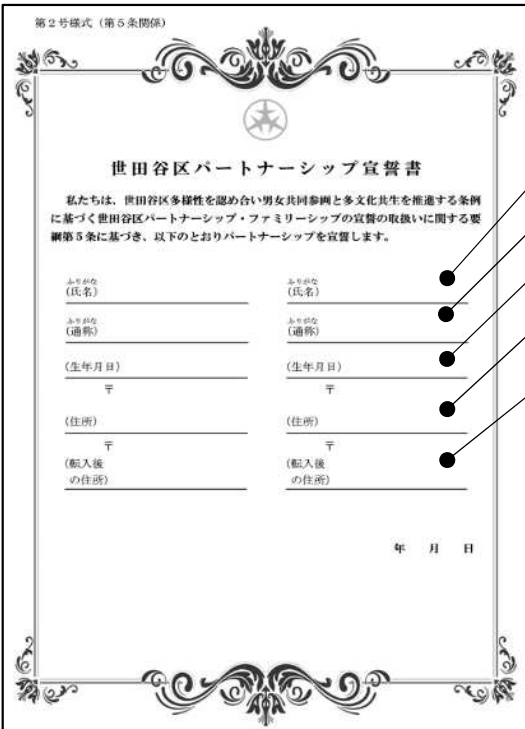
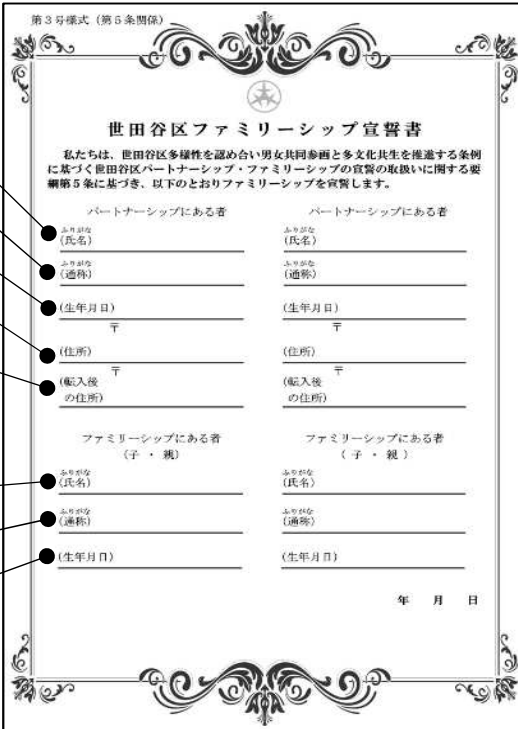
世田谷区パートナーシップ・ファミリーシップの宣誓の取扱いに関する要綱

## 2 宣誓の内容と要件

### 1 宣誓の内容

宣誓いただく内容は以下のとおりとなります。

パートナーシップ宣誓、ファミリーシップ宣誓で宣誓の内容が異なります。

パートナーシップ宣誓書		ファミリーシップ宣誓書
第2号様式（第5条関係）		第3号様式（第5条関係）
	<b>パートナーシップにある方の項目</b>	
	氏名	
	通称	
	生年月日	
	住所	
	転入後の住所 (転入予定の場合のみ)	
	<b>ファミリーシップにある方の項目</b>	
	氏名	
	通称	
	生年月日	

### 2 宣誓の要件

#### パートナーシップにある方

- (1) 成年に達していること
- (2) 区内に住所を有すること又は区内への転入を予定していること
- (3) 他の方と婚姻関係にないこと（事実上婚姻関係と同様の事情にないことを含みます）
- (4) 他の方とパートナーシップにないこと
- (5) パートナーシップにある方と近親者（直系血族、三親等内の傍系血族及び直系姻族）同士ではないこと  
親族関係又は婚姻関係が解消された後の関係も含みます  
養子縁組による近親者同士については、宣誓できる場合があります

#### ファミリーシップにある方

上記要件を満たすパートナーシップにある方とそのお子様、親御様であること

# 3 宣誓の流れ

## 1 宣誓の予約

宣誓の3開庁日前までに、下記連絡先まで希望日時をお知らせください。

### 連絡先

世田谷区生活文化政策部人権・男女共同参画課

TEL：03-6304-3453（平日の午前8時30分～午後5時）

### 予約可能日時

平日：午前9時～午後4時30分

宣誓には、30分程度お時間をいただきます（宣誓希望者の人数によって変わる場合があります）。

平日以外でも宣誓を受け付けられる日がありますので、上記担当課までご相談ください。

宣誓希望日は、可能な限りご希望に沿うよう調整いたしますが、調整が困難な場合もございますので、複数日程をご用意ください。

## 2 区からの通知

宣誓日時・場所等を記載した通知を区から宣誓希望者に送付します（郵送・簡易書留）。

## 3 宣誓当日

- (1) ご予約の日時の5分前までに下記受付窓口へお越しください。宣誓場所をご案内します。  
パートナーシップの宣誓を行う場合は、パートナーシップにあるお二人でお越しください。  
ファミリーシップの宣誓を行う場合は、パートナーシップにあるお二人と宣誓を行うお子様、親御様とお越しください。

### 受付窓口

世田谷区松原6-3-5 梅丘分庁舎3階

世田谷区生活文化政策部人権・男女共同参画課窓口

### 宣誓場所

梅丘分庁舎内会議室（総合支所、出張所等では行っていません）

- (2) 本人確認書類をご提示いただき、本人確認、年齢確認及び住所確認を行います。
- (3) こちらでご用意する確認書（第1号様式）にて、宣誓要件を確認します。
- (4) 宣誓希望者全員で、宣誓書（第2号・第3号様式）に自書（宣誓）いただきます。  
宣誓希望者のいずれかの方が自書できない、宣誓予定のお子様や親御様が宣誓場所まで来られない場合には、別途ご相談ください。
- (5) 自書いただいた宣誓書を受領後、「宣誓書受領証（A4サイズ）」（第4号・第5号様式）と「宣誓書の写し（受領印押印）」を交付します。「宣誓書受領証（カード型）」は、申込書（第6号様式）の提出により、宣誓から2週間程度で交付します（郵送・簡易書留）。

# 4 宣誓に必要な書類

## 1 本人確認書類

---

運転免許証、パスポート、マイナンバーカード、その他公的機関が発行した顔写真付証明書等

## 2 他の方と婚姻関係等がないことの確認書類

---

戸籍全部事項証明書（戸籍謄本）又は戸籍個人事項証明書（戸籍抄本）

- ・宣誓の日前 3 か月以内に発行されたもの
- ・パートナーシップにある方お二人分をご用意ください。
- ・戸籍謄本、戸籍抄本は、本籍地の役所・役場で発行するものです。  
発行までにお時間を要する場合がありますので、余裕をもってご注意ください。

### 【ファミリーシップ宣誓を行う場合】

パートナーシップにある方のお子様、親御様が記載された上記書類をご用意ください。  
（上記以外の場合は、関係の分かる公的な証明）

### 【外国籍の方の場合】

婚姻要件具備証明書、独身証明書、結婚証明書

（上記以外の場合は、その他これに準ずる書類）

- ・宣誓日の前 3 か月以内に発行されたものをご用意ください。
- ・上記書類には、翻訳者を記載した日本語訳を添付してください（ご本人の翻訳も可です）。

## 3 通称名を確認できる書類（希望者のみ）

---

国民健康保険の被保険者証の写し

（上記以外の場合は、その他社会生活上日常的に当該通称名を使用していることが分かる書類）

## 4 転入の予定が確認できる書類（該当者のみ）

---

賃貸借契約書の写し

（上記以外の場合は、その他転入の予定が確認できる書類）

- ・転入後の住所が決まっていない場合は不要です。
- ・宣誓日後、3 か月以内に転入の事実を確認できる書類をご提出いただきます。

# 5 交付書類

パートナーシップ又はファミリーシップ宣誓に伴い、以下の書類を交付します。

パートナーシップ又はファミリーシップ宣誓の違いにより、交付する書類が異なります。


## 1 宣誓書受領証（A4型）

パートナーシップにある宣誓者に1部交付します。

パートナーシップ宣誓書

ファミリーシップ宣誓書

第4号様式（第6条関係）



### 世田谷区パートナーシップ宣誓書受領証

世田谷区多様性を認め合い男女共同参画と多文化共生を推進する条例に基づく世田谷区パートナーシップ・ファミリーシップの宣誓の取扱いに関する要綱第6条の規定により、以下のとおりパートナーシップの宣誓をされたことを証します。

区は、世田谷区基本構想で、個人の尊厳を尊重し、多様性を認め合い、自分らしく暮らせる地域社会を築くことをめざしています。

また、世田谷区基本計画では、女性や子ども、高齢者、障害者、外国人、性的マイノリティなどを理由に差別されることなく、多様性を認め合い、人権の理解を深めるため、人権意識の啓発や理解の促進の推進についてうたっています。

今後もお二人が、世田谷区でいきいきと活躍されることを期待します。そして、ともに支え合い、歩まれるお二人のご多幸を心より願います。


ふりがな (氏名)	ふりがな (氏名)
ふりがな (通称)	ふりがな (通称)
(生年月日)	(生年月日)
〒	〒
(住所)	(住所)
〒	〒
(転入後 の住所)	(転入後 の住所)

宣誓第 号

年 月 日

世田谷区長 保坂 辰人

第5号様式（第6条関係）



### 世田谷区ファミリーシップ宣誓書受領証

世田谷区多様性を認め合い男女共同参画と多文化共生を推進する条例に基づく世田谷区パートナーシップ・ファミリーシップの宣誓の取扱いに関する要綱第6条の規定により、以下のとおりパートナーシップの宣誓をされたことを証します。

区は、世田谷区基本構想で、個人の尊厳を尊重し、多様性を認め合い、自分らしく暮らせる地域社会を築くことをめざしています。

また、世田谷区基本計画では、女性や子ども、高齢者、障害者、外国人、性的マイノリティなどを理由に差別されることなく、多様性を認め合い、人権の理解を深めるため、人権意識の啓発や理解の促進の推進についてうたっています。

今後お二人が、世田谷区でいきいきと活躍されることを期待します。そして、ともに支え合い、歩まれる皆様のご多幸を心より願います。

パートナーシップにある宣誓者		パートナーシップにある宣誓者	
ふりがな (氏名)	ふりがな (氏名)	ふりがな (氏名)	ふりがな (氏名)
ふりがな (通称)	ふりがな (通称)	ふりがな (通称)	ふりがな (通称)
(生年月日)	(生年月日)	(生年月日)	(生年月日)
〒	〒	〒	〒
(住所)	(住所)	(住所)	(住所)
〒	〒	〒	〒
(転入後 の住所)	(転入後 の住所)	(転入後 の住所)	(転入後 の住所)
ファミリーシップにある宣誓者 (子・親)		ファミリーシップにある宣誓者 (子・親)	
ふりがな (氏名)	ふりがな (氏名)	ふりがな (氏名)	ふりがな (氏名)
ふりがな (通称)	ふりがな (通称)	ふりがな (通称)	ふりがな (通称)
(生年月日)	(生年月日)	(生年月日)	(生年月日)

宣誓第 号

年 月 日

世田谷区長 保坂 辰人



## 2 宣誓書受領証（カード型）


希望する宣誓者全員に交付します。色は、白無地又はカラーより好きなものを1枚お選びいただけます。

### 【パートナーシップ宣誓】

白無地

表

第7号様式(第6条関係)

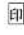
 **世田谷区パートナーシップ宣誓書受領証**

パートナーシップにある宣誓者 様  
パートナーシップにある宣誓者 様

丁目 番号 丁目 番号

世田谷区多様性を認め合い男女共同参画と多文化共生を推進する条例に基づく世田谷区パートナーシップ・ファミリーシップの宣誓の取扱いに関する要綱第6条の規定により、  
年 月 日にパートナーシップの宣誓をされたことを証します。

宣誓第 号 年 月 日

世田谷区長 保坂 展人 

裏

パートナーシップにある宣誓者の戸籍等の氏名 パートナーシップにある宣誓者の戸籍等の氏名

- この受領証は、個人の尊厳を尊重し、多様性を認め合い、自分らしく暮らせる地域社会を築くことをめざす世田谷区の施策の一環であるパートナーシップの宣誓の取組みに基づき発行したものです。
- この受領証の記載事項を訂正したものは、無効とします。
- この受領証の交付を受けた方は、宣誓事項に変更がある場合又は宣誓が失効し、若しくは無効になった場合には、区に返還してください。


【発行所管理課】 生活文化政策部人権・男女共同参画課 電話 03-6304-3453 FAX 03-6304-3710

緊急連絡先等

カラー

表

第7号様式(第6条関係)


 **世田谷区パートナーシップ宣誓書受領証**

パートナーシップにある宣誓者 様  
パートナーシップにある宣誓者 様

丁目 番号 丁目 番号

世田谷区多様性を認め合い男女共同参画と多文化共生を推進する条例に基づく世田谷区パートナーシップ・ファミリーシップの宣誓の取扱いに関する要綱第6条の規定により、  
年 月 日にパートナーシップの宣誓をされたことを証します。

宣誓第 号 年 月 日

世田谷区長 保坂 展人 

裏

パートナーシップにある宣誓者の戸籍等の氏名 パートナーシップにある宣誓者の戸籍等の氏名

- この受領証は、個人の尊厳を尊重し、多様性を認め合い、自分らしく暮らせる地域社会を築くことをめざす世田谷区の施策の一環であるパートナーシップの宣誓の取組みに基づき発行したものです。
- この受領証の記載事項を訂正したものは、無効とします。
- この受領証の交付を受けた方は、宣誓事項に変更がある場合又は宣誓が失効し、若しくは無効になった場合には、区に返還してください。

【発行所管理課】 生活文化政策部人権・男女共同参画課 電話 03-6304-3453 FAX 03-6304-3710


緊急連絡先等

### 【ファミリーシップ宣誓】

白無地

表

第8号様式(第6条関係)


 **世田谷区ファミリーシップ宣誓書受領証**

パートナーシップにある宣誓者 様  
パートナーシップにある宣誓者 様

丁目 番号 丁目 番号

世田谷区多様性を認め合い男女共同参画と多文化共生を推進する条例に基づく世田谷区パートナーシップ・ファミリーシップの宣誓の取扱いに関する要綱第6条の規定により、  
年 月 日にファミリーシップの宣誓をされたことを証します。

宣誓第 号 年 月 日

世田谷区長 保坂 展人 

裏

パートナーシップにある宣誓者の戸籍等の氏名 パートナーシップにある宣誓者の戸籍等の氏名

ファミリーシップにある宣誓者(子・親)の氏名 ファミリーシップにある宣誓者(子・親)の氏名

- この受領証は、個人の尊厳を尊重し、多様性を認め合い、自分らしく暮らせる地域社会を築くことをめざす世田谷区の施策の一環であるファミリーシップの宣誓の取組みに基づき発行したものです。
- この受領証の記載事項を訂正したものは、無効とします。
- この受領証の交付を受けた方は、宣誓事項に変更がある場合又は宣誓が失効し、若しくは無効になった場合には、区に返還してください。


【発行所管理課】 生活文化政策部人権・男女共同参画課 電話 03-6304-3453 FAX 03-6304-3710

緊急連絡先等

カラー

表

第8号様式(第6条関係)

 **世田谷区ファミリーシップ宣誓書受領証**

パートナーシップにある宣誓者 様  
パートナーシップにある宣誓者 様

丁目 番号 丁目 番号

世田谷区多様性を認め合い男女共同参画と多文化共生を推進する条例に基づく世田谷区パートナーシップ・ファミリーシップの宣誓の取扱いに関する要綱第6条の規定により、  
年 月 日にファミリーシップの宣誓をされたことを証します。

宣誓第 号 年 月 日

世田谷区長 保坂 展人 

裏

パートナーシップにある宣誓者の戸籍等の氏名 パートナーシップにある宣誓者の戸籍等の氏名

ファミリーシップにある宣誓者(子・親)の氏名 ファミリーシップにある宣誓者(子・親)の氏名

- この受領証は、個人の尊厳を尊重し、多様性を認め合い、自分らしく暮らせる地域社会を築くことをめざす世田谷区の施策の一環であるファミリーシップの宣誓の取組みに基づき発行したものです。
- この受領証の記載事項を訂正したものは、無効とします。
- この受領証の交付を受けた方は、宣誓事項に変更がある場合又は宣誓が失効し、若しくは無効になった場合には、区に返還してください。

【発行所管理課】 生活文化政策部人権・男女共同参画課 電話 03-6304-3453 FAX 03-6304-3710

緊急連絡先等

## 3 宣誓書の写し

パートナーシップにある宣誓者に1部交付します。

## 6 その他の手続

以下の手続を郵送で行う場合は、届出者や届出事由に関する宣誓者本人確認書類を添付してください。

### 1 宣誓書受領証を紛失した、汚してしまった場合（再交付申請）

以下の事由に該当する場合、宣誓書受領証及びカード型の宣誓書受領証の再交付を申請することができます。

パートナーシップにある宣誓者が、再交付申請書（第9号様式）をご提出ください。

併せて、以下の(2)、(3)に該当する場合、宣誓書受領証及びカード型の宣誓書受領証の返還をお願いします。

#### 【再交付事由】

- (1) 紛失した場合
- (2) 汚れた、壊してしまった場合
- (3) その他再交付が必要な場合

### 2 宣誓した事項に変更が生じた場合（宣誓事項変更申出）

#### (1) 内容

以下のとおり、宣誓事項に変更が生じた場合、宣誓事項変更届出書（第10号様式）及び確認書類（必要な場合のみ）の提出により、変更の手続をお願いします。

パートナーシップにある宣誓者及び当該変更が生じた宣誓者が、宣誓事項変更届出書をご提出ください。

「当該変更が生じた宣誓者」が「パートナーシップにある宣誓者」と同一人である場合、申出者の氏名は「パートナーシップにある宣誓者」の氏名のみ記載してください。

併せて、宣誓書受領証、カード型の宣誓書受領証（交付を受けた全員分）及び宣誓書の写し（既に返還している場合は不要）の返還をお願いします。

変更の確認がとれましたら、宣誓事項を変更し、変更後の宣誓書受領証及びカード型の宣誓書受領証（交付を希望する全員分）を再交付します。

#### 【宣誓事項変更事由】

- 宣誓者のいずれかの方の氏名に変更があったとき
- 宣誓者のいずれかの方の通称に変更があったとき
- 宣誓者のいずれかの方が区内に転入又は区内で転居したとき
- パートナーシップにある方のお子様又は親御様が新たにファミリーシップの宣誓に加わる時
- パートナーシップにある宣誓者のお一人がお亡くなりになっても、引き続き、ファミリーシップの宣誓を継続するとき
- ファミリーシップの宣誓をしたお子様及び親御様のいずれかが、ファミリーシップを形成する意思がなくなり、離脱するとき

## 【確認書類】

### ・宣誓事項変更事由の に該当する場合

#### 戸籍抄本

(上記以外の場合は、その他変更後の氏名を確認することができる書類)

### ・宣誓事項変更事由の に該当する場合

#### 国民健康保険の被保険者証

(上記以外の場合は、その他変更後の通称を確認することができる書類)

### ・宣誓事項変更事由の に該当する場合

#### 住民票の写し

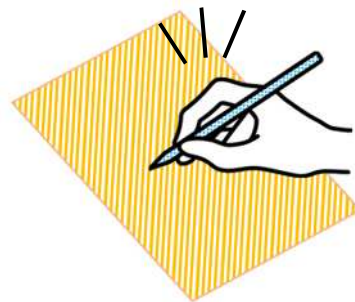
(上記以外の場合は、その他変更後の住所を確認することができる書類)

### ・宣誓事項変更事由の に該当する場合

#### パートナーシップにある宣誓者のお子様又は親御様が掲載された戸籍謄本又は戸籍抄本

#### パートナーシップにある宣誓者との続柄の記載のある住民票の写し

(上記以外の場合は、その他関係を証明する公的な文書)



## ( 2 ) 宣誓事項変更に伴う宣誓

### 宣誓事項の変更に伴い、改めて宣誓者全員で宣誓することができます。

この場合、宣誓事項を変更した宣誓書の写しも改めて交付します。

## ( 3 ) お子様又は親御様からの申出

パートナーシップにある宣誓者のお子様（満 15 歳以上）又は親御様がファミリーシップ宣誓から離脱するため、宣誓事項変更届出書を提出し、併せてカード型の宣誓書受領証（交付があった場合）が返還された場合、ファミリーシップ宣誓からの離脱の申出を受け付けます。

この場合、パートナーシップにある宣誓者には、変更があった旨の通知をいたします（第 1 1 号様式）。

また、宣誓者が希望する場合には、再交付申請書の提出及び宣誓書受領証、カード型の宣誓書受領証（交付を受けた全員分）及び宣誓書の写し（既に返還している場合は不要）の返還により、変更後の宣誓書受領証及びカード型の宣誓書受領証（交付を希望する方全員分）を再交付します。

## 3 パートナーシップを解消した、区外に転出した場合（失効申出）

### ( 1 ) 内容

以下の事由に該当する場合、パートナーシップにある宣誓者が、失効申出書（第 1 2 号様式）及び確認書類（必要な場合のみ）の提出し、失効の手続きをお願いします。

併せて、宣誓書受領証、カード型の宣誓書受領証（交付を受けた全員分）及び宣誓書の写し（既に返還している場合は不要）を返還してください。

失効申出書の提出により、パートナーシップ又はファミリーシップ宣誓の効力はなくなります。

#### 【失効事由】

P3「2 宣誓の内容と要件」、「2 宣誓の要件」を満たさなくなったとき  
パートナーシップ又はファミリーシップを解消（全ての関係を解消）するとき  
パートナーシップにある宣誓者の一方が死亡したとき

#### 【確認書類】

##### ・失効事由の に該当する場合

死亡の事実を確認できる書類

（上記以外の場合、その他の死亡の事実が確認できる書類）

#### （ 2 ）失効通知

失効申出書を提出した宣誓者に対し、失効通知書（第 1 3 号様式）により、パートナーシップ又はファミリーシップ宣誓の効力が失効したことを通知します。

## **4 直近の日付で宣誓内容を証明した書類が必要な場合（宣誓事項照会）**

パートナーシップ又はファミリーシップの宣誓者は、宣誓事項について、照会書（第 1 4 号様式）により照会することができます。

照会書に基づき、宣誓事項を確認し、回答書（第 1 5 号様式）により、直近の日付で回答いたします。

回答書は、各種手続において、直近の日付で関係を証明する書類が必要になった場合等にご活用いただくことができます。



# 7 利用にあたっての留意点

## 1 効力について

パートナーシップ及びファミリーシップ宣誓自体に法的な効力は生じませんが、現在では、行政や民間サービスにおいて、宣誓書受領証を提示することにより利用できるサービスが広がりつつあります。

詳しくは、こちらをご確認ください。

<https://www.city.setagaya.lg.jp/mokuji/kusei/002/002/003/002/d00197784.html>



## 2 無効について

以下の事由に該当する場合、パートナーシップ及びファミリーシップ宣誓は無効となります。

無効の事実を確認次第、宣誓者のいずれかの方に通知します。

宣誓及び宣誓後の手続きにあたっては、くれぐれもご注意ください。

### 【無効事由】

- ( 1 ) 宣誓者のいずれかの方がパートナーシップ又はファミリーシップを形成する意思がなかったとき
- ( 2 ) 宣誓の内容に虚偽があったとき
- ( 3 ) P3「2 宣誓の内容と要件」、「2 宣誓の要件」を満たしていなかったとき
- ( 4 ) 転入予定として宣誓した後、宣誓後 3 か月以内に転入の事実を確認できる書類の提出がなかったとき

**宣誓の不備や書類の提出忘れ  
がないようご注意ください！**



## 8 Q & A

### Q 1 宣誓にあたり費用は発生しますか

費用は発生しません。

ただし、宣誓に必要な書類の交付手数料等は自己負担となります。

### Q 2 パートナー、子や親と同居していなくても宣誓できますか

パートナーについては、区内に在住又は転入予定であれば、必ずしも同居している必要はありません。

パートナーの子や親については、区内に在住している必要はありません。

また、いずれの場合も同一生計である必要はありません。

### Q 3 宣誓書受領証は即日で発行してもらえますか

A 4 型の宣誓書受領証は、宣誓後すぐにお渡しします。

カード型の宣誓書受領証は、発行までに 2 週間程度お時間をいただきます。

### Q 4 宣誓書受領証はどのような場面で活用できますか

宣誓書受領証の提示により利用できる行政サービス一覧を区ホームページに掲載しています（P11「7 利用にあたっての留意点」、「1 効力について」を参照）。

また、民間サービスについては、病院への同行や面会時の説明、生命保険金の受取人手続、携帯電話会社の家族割サービスへの申込等、利用が広まりつつあります。

### Q 5 郵送で手続できますか

パートナーシップ及びファミリーシップ宣誓は区職員の面前で行う必要があります（P4「3 宣誓の流れ」に記載の例外を除く）。

ただし、P7「6 その他の手続」に記載の手続は郵送でも受け付けます。

郵便料は個人負担となりますので、予めご了承ください。

### Q 6 確認書に記載したメールアドレスは何に利用しますか

イベントや事業の案内、手続のお知らせ等を行うため、定期的にメールマガジンを配信します。

個人とのやり取りには使用いたしません（返信ができないメールアドレスを使用します）。

世田谷区生活文化政策部  
人権・男女共同参画課

令和4年11月 発行

